

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「僕が本年3月に〇〇郵便局より110番通報した処理簿 〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求について、平成24年11月19日付けで行った訂正をしない旨の決定は妥当である。

### 2 審査請求等の経緯

#### （1）原処分の経緯

ア 審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成24年8月24日付けで保有個人情報の開示請求を行った。これに対し、実施機関は、条例第21条第2項の規定に基づき平成24年9月12日付けで本件対象保有個人情報について開示をしない旨の決定を行い、審査請求人に通知した。

イ 審査請求人は、条例第29条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成24年11月2日付けで、本件対象保有個人情報について当事者に関する情報を記載することを求める訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。これに対し、実施機関は、条例第32条第2項の規定に基づき、平成24年11月19日付けで保有個人情報の訂正をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### （2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成24年12月28日付けで本件処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### （3）審議の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、平成25年3月6日付けで諮問庁から条例

第41条の規定に基づく諮問を受けるとともに、理由説明書の提出を受けた。

イ 当審査会は、本件審査請求について、平成26年1月15日、諮問庁からの意見聴取を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

### 4 諮問庁の主張の要旨

#### (1) 訂正請求に係る開示請求について

本件訂正請求に係る開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めたものであるが、実施機関が検索を実施したところ、本件対象保有個人情報は存在しなかった。

このことから、実施機関は平成24年9月12日付け文情第448号「保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書」をもって開示しない旨を通知しており、審査請求人が本件対象保有個人情報の開示を受けることはなかった。

#### (2) 訂正請求の趣旨について

審査請求人は訂正請求書において、110番通報の第一当事者（通報者）及び第二当事者（被通報者）について追加することを求めたものである。

#### (3) 訂正をしない理由について

条例第29条第1項は、開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報に限り、当該保有個人情報の訂正を請求することができる旨を定めているところであるが、本件対象保有個人情報は存在せず、開示決定に基づき訂正請求者が開示を受けた保有個人情報ではない。

したがって、本件対象保有個人情報は条例第29条第1項に該当せず、訂正を請求することができないため、実施機関は保有個人情報の訂正をしない旨の決定を行ったものである。

#### (4) 上記のとおり、実施機関の判断に不自然、不合理な点は認められないことから本件処分は妥当なものである。

### 5 審査会の判断

(1) 本件訂正請求について

本件訂正請求は、実施機関が審査請求人に対し不存在を理由として開示をしない旨の決定を行った保有個人情報について、記載内容の追加を求めるものである。

これに対し諮問庁は、本件対象保有個人情報は条例第29条第1項に該当せず、訂正を請求することができないため、保有個人情報の訂正をしない旨の決定を行ったものであると主張している。

そこで、以下、本件対象保有個人情報に係る訂正請求権について検討する。

(2) 本件対象保有個人情報に係る訂正請求権について

条例第29条第1項は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。（中略））の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定しており、訂正請求することができる保有個人情報を同項第1号ないし第3号に限定している。これらの規定により、保有個人情報の訂正請求権は、条例又は他の法令等により開示を受けたものに限って行使できるとされている。

本件対象保有個人情報は、条例に基づく開示を受けておらず、また、他の法令等によっても開示を受けているとは認められないことから、条例第29条第1項第1号ないし第3号の規定のいずれにも該当せず、訂正請求をすることはできない。

したがって、実施機関の行った本件対象保有個人情報の訂正をしない旨の決定は、妥当であると認められる。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、高佐智美、田村泰俊

## 審査会の経過

年 月 日	内 容
平成25年 3月 6日	諮問を受ける（諮問第94号）
平成25年 3月 6日	諮問庁から理由説明書を受理
平成25年11月29日	審議
平成26年 1月15日	諮問庁からの意見聴取及び審議
平成26年 2月13日	審議
平成26年 3月13日	審議
平成26年 5月15日	審議
平成26年 6月25日	審議
平成26年 7月30日	答申